

特定非営利活動法人 AMIGO PROJECT コンプライアンス規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人 AMIGO PROJECT (以下「この団体」という。) の倫理規程の理念に則り、この団体が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス(法令等の遵守をいう。以下同じ。) 上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 この団体の役員及び職員(以下「役職員」という。) は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第 3 条 この団体のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。(1) コンプライアンス担当理事(代表理事)

(コンプライアンス担当理事)

第 4 条 コンプライアンス担当理事は、代表理事が任命する。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、この団体のコンプライアンスの問題が発生した際には状況について報告するものとする。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

(報告・連絡・処分)

第 5 条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を代表理事に報告するとともに、事実関係の調査を行うとともに、コンプライアンス委員会を開催し、対応方針を検討する。

3 コンプライアンス上の不正の発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施するとともに、その内容を公表する。

(コンプライアンスのための教育)

第 6 条 この団体は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの団体の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 5年 12 月 1 日から施行する。